

# 平成 28 年度事業計画書

自 平成 28 年 10 月 1 日  
至 平成 29 年 9 月 30 日

横浜みなと介護福祉事業協同組合

## I. 基本方針

本年度の組合事業は、法人化二期目ということで、諸事業の充実・発展を図る。

## II. 事業計画

### 1. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

この事業は、組合員等に対し経営管理及びサービス提供内容の充実・向上を図るため、次の研究会（定例会、研修会）並びに情報の提供をすることにより行う。業界制度の変更や介護事業者として提供するサービスの向上、運営体制の安定化など、対応すべき課題を研修、定例会を通して解決することを目標としている。研修では到達目標を定め、必要に応じて事後フォローを行い、課題解決に努めることで、経営者層、従業員ともに提供サービスのレベルを高めるべく人材の育成を図ることが出来る体制を整備する。

具体的な、研究会のテーマ・内容やスケジュール調整、講師の設定に関しては、教育情報事業委員会を立ち上げ、委員会にて内容を討議し、理事会にて決定する。

なお、この事業の運営は教育情報賦課金収入により行う。

#### 1) 定例会の開催

- ① 管理者・経営者を対象に定例会を実施し、収集した組合員の事業に関連する需要動向、介護福祉業界・介護保険制度等の動向に関する情報を定期的に組合員に提供することにより行う。今年度は全体(3ヶ月に1度・年4回)と支部(必要に応じて支部長が開催)ごとの開催に分ける。

■ 提供内容－①制度動向（介護保険、地域包括ケアシステム等）、②実地指導対策、③事業運営リスク管理、④労務管理など

#### ■ 支出

科目	金額	備考
① 会議費	32,000 円	@500 円*16 名*4 回 資料費等
② 予備費	6,000 円	@500 円*4 名*4 回通信費、資料費等
合計	38,000 円	

#### 2) 研修会の開催

##### ① 経営層対象研修会

組合員企業の経営者を対象に、事業経営に関する研修会を開催する（年 2 回開催）。

ストレスチェック制度対応研修会、診療報酬改定研修会、マイナンバー制度対応等をテーマとして開催し、企業運営の安定を図り、事業の円滑化を促進する。講師については、外部専門家に

依頼する。

■ 支 出

科 目	金 額	備 考
① 講師謝金・旅費	60,000 円	@30,000 円*2 回
② 会 議 費	20,000 円	@500 円*20 名*2 回 資料費等
③ 予 備 費	5,000 円	@500 円*5 名*2 回 通信費、資料費等
合 計	<b>85,000 円</b>	

② 従業員対象研修会

組合員の雇用する従業員等に対し、利用者に対するサービス内容の充実・向上を図るため、年 8 回開催する。(スキルアップ研修 5 回、専門研修 2 回、ケアマネ研修 1 回)

基本的には、専門性の高いスキルや資格を有する組合員が講師となる予定であるが、テーマ内容によっては、外部専門家に依頼する。

内容に関しては、認知症ケアや事故対応など現場で必要不可欠なものや、プライバシー保護・個人情報の取り扱い、倫理・法令順守（コンプライアンス）など企業のリスクマネジメントが求められる部分に関して重点を置く。

■ テーマ候補

スキルアップ研修・・・認知症ケア、リスクマネジメント、プライバシー保護・個人情報の取り扱い、倫理・法令順守、ビジネスマナー、苦情対応など  
専門研修(新規)・・・リハビリ・ターミナル等、特定事業所加算の要件に合致した内容  
ケアマネ研修(新規)・・・主任ケアマネの(更新)要件に合致した内容

■ 支 出

科 目	金 額	備 考
① 講師謝金・旅費	170,000 円	@30,000 円*5 回 @10,000 円*2 回
② 会 議 費	100,000 円	@500 円*25 名*8 回 資料費等
③ 会 場 費	80,000 円	@10,000 円*8 回
④ 予 備 費	20,000 円	@500 円*5 名*8 回 通信費、資料費等
合 計	<b>370,000 円</b>	

■ 収 入

科 目	金 額	備 考
① 研修会参加料収入	<b>175,000 円</b>	@1,000 円*25 名*7 回

### ③ 入門研修(新規)

就業前の求職者や組合員の雇用する従業員等に対し、介護サービスを提供するにあたって、必要な知識の習得を図るために年4回、各支部で開催する。講師は組合員が務める。組合員の雇用する従業員については、参加料を徴収する。

#### ■ 支 出

科 目	金 額	備 考
① 講師謝金	40,000 円	@10,000 円*4 回
② 会 議 費	20,000 円	@500 円*10 名*4 回 資料費等
③ 予 備 費	10,000 円	@500 円*5 名*4 回 通信費、資料費等
合 計	<b>70,000 円</b>	

#### ■ 収 入

科 目	金 額	備 考
① 研修会参加料収入	<b>40,000 円</b>	@2,000 円*5 名*4 回

### ④ 交換研修・視察(新規)

組合内の事業所間で相互に見学し、ノウハウを学び合う交換研修や事業経営の参考になる、先進的な事業者への視察を実施する。費用については適宜、実費で徴収を行う。

## 3) 情報の提供

組合員の事業に関連する需要動向、介護保険制度等の動向に関する情報を収集し、随時、メール等を通じて、組合員に提供することにより行う。

## 2. 組合員のためにする共同宣伝事業

この事業は、組合及び組合員企業の紹介や事業内容等を掲載するパンフレット、広報誌、組合ホームページを作成し、関係行政、病院、福祉施設、ケアマネージャー、利用者、求職者等に配布するほか、広く一般に向け、新聞・雑誌等の紙面を活用し、組合員企業の受注機会・人材の獲得の増大を図るためのPRをすることにより行う。

具体的な、宣伝内容、HPやチラシの構成やコンセプト、HPの更新作業などは共同宣伝事業担当役員が中心となって企画内容を検討し、理事会にて決定する。

### 1) パンフレットの作成

#### ■ 支出

科目	金額	摘要
① 印刷費	25,000 円	@50*500部

### 2) ホームページの運営・管理

#### ■ 支出

科目	金額	摘要
① 運営費	60,000 円	@5,000 円*12 か月

### 3) 広報活動(新聞・雑誌等への掲載)

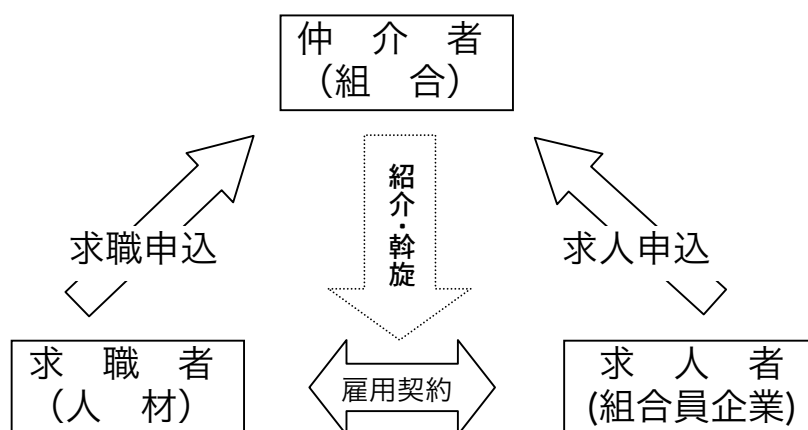
組合や組合員の活動を広く宣伝し、知名度・信頼度を高めるために、共同宣伝事業担当役員が中心となって、新聞・雑誌等への働きかけを積極的に行っていく。

### 3. 組合員のためにする無料職業紹介・共同採用事業

この事業は、組合員企業が介護サービス事業を行うにあたり、必要とする人材の確保を目的に実施するものである。具体的には、無料職業紹介事業の届出を行い、求人者である組合員企業に対し、求職者である人材を紹介・斡旋する。無料職業紹介事業であるため、当事業に関しては、いかなる手数料も徴収しない。

無料職業紹介事業を実施する事業所は、株式会社イリスで実施する。

合同面接会、求人広告掲載、学校訪問等、求職者を獲得するため具体的な活動内容については、共同採用担当役員が中心となって企画内容を検討し、理事会にて決定する。



#### 1) 合同面接会

ハローワーク横浜、ハローワーク横浜南との連携により、年3回程度実施する。

#### 2) 共同求人広告(新規)

タウンワーク等への共同求人情報の掲載を実施する。掲載費用については、適宜、分担金を算定し、徴収する。

### 3) 学校訪問・新卒二卒採用(新規)

初任者研修実施機関や各種学校に訪問を行う。訪問にあたっては、共通で使用できるツール(案内・求人票・名刺等)を作成し、支部ごとに実施する。

## 4. 組合員のためにする共同購買事業

この事業は、組合員企業が必要とする介護用品類および事務用品類を組合が仕入先と取引条件等について交渉し、組合員に有利になるような条件を設定するもので、組合員のコスト削減を図るものである。

■ 実施方法： 組合は、あらかじめ特定の仕入先と取引条件について交渉し、組合員が一定の割引率で購入できること条件とした契約を結び、これを実施する。発注、納品、請求、代金の支払いについては、仕入業者と各組合員が直接行う方式をとる。なお、組合員は本事業に係る手数料として購入代金の2%を組合に支払うものとする。

■ 仕入予定高及び手数料： 仕入予定高 月額 500,000 円  
手数料 2% 月額 10,000 円

■ 予定仕入先及び条件：株式会社大塚商会「たのめーるプラス」  
全商品8%割引 配送料 300円以上は無料

■ 決済方法：組合と仕入先—毎月月末締め、翌月の末日までに振込にて支払う。  
組合と組合員—年2回賦課金と一緒に請求を行い振込にて受領する。

### ■ 収 入

科 目	金 額	備 考
① 手数料収入	120,000 円	@10,000 円*12ヶ月

## 5. 組合員の福利厚生に関する事業

この事業は、組合員の互助融和を図るため、懇親会等を開催することにより行う。

### 1) 親睦事業

■ 懇 親 会 事業費用 100,000 円 (年2回×@50,000 円)  
会費収入 100,000 円 (参加者負担)

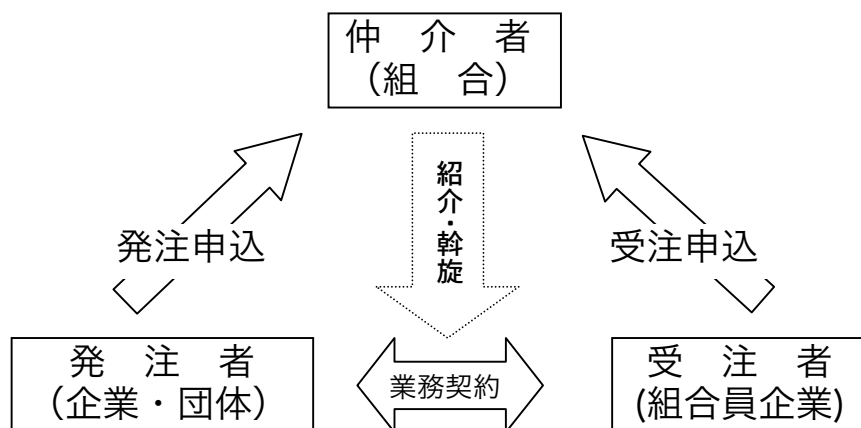
## 6. その他の事業

### 1) 共同受注事業(新規)

サービス付き高齢者向け住宅への生活支援サービス提供など、介護保険外の新規サービスの受注に関して、当組合が受注窓口として一括して受付を行い、組合員に斡旋を行う。

※平成28年度中に定款変更(事業内容の追加)を行い、その後、正式に開始する。

※手数料についても、平成28年度中に検討・決定する。



### 2) 相談対応事業(新規)

組合員の安定的な経営をサポートするために、当組合として顧問弁護士と契約する。

費用負担については、役員会で弁護士を選定し、報酬を決定してから検討・決定する。

※相談対応までは組合契約で行い、具体的な業務は個別契約(組合員企業・弁護士)で行う。